

## 第 1 章. 基本計画策定の趣旨

### 1. 基本計画の目的

現庁舎は、建築から 47 年が経過し「施設の老朽化」「耐震性の不足」「バリアフリー性能の不足」などの問題を抱えており早急な対応が求められています。

これら現庁舎が抱える課題を解消するため、平成 29 年 5 月に策定した「砂川市庁舎建設基本構想」において、庁舎の建て替えを決定し、新庁舎建設の基本理念や基本方針、新庁舎の機能、規模の基本的な考え方及び新庁舎の建設位置を定めました。

本計画は、基本構想の考え方に基づき新庁舎の機能や規模などをより具体化することを目的に策定します。

### 2. 関連計画との整合

#### ● 砂川市第 6 期総合計画

市の最上位計画として、市の将来の長期的な展望の下に市政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針を定めたものです。

砂川市第 6 期総合計画に掲げるめざす都市像を踏まえ、導入機能、施設計画、事業計画について基本設計に向けた諸条件の整理、検討を行っていきます。

#### ● 砂川市都市計画マスタープラン

土地利用、市街地開発、道路、公園、下水道、景観などの都市計画や都市づくりの方向性を定めたものです。

新庁舎の整備にあたっては、中心市街地地域の都市施設整備の方針に基づき、地域住民及び市民への行政サービス機能の充実をめざし、ユニバーサルデザインの推進や周辺環境との調和に配慮した計画とします。

#### ● 砂川市地域防災計画

総合的かつ計画的な防災対策の整備及び推進を図り、災害の際には、市民の生命・身体・財産などを保護するとともに、本市の防災に万全を期することを目的として定めたものです。

新庁舎の整備にあたっては、砂川市地域防災計画で示された防災・災害復興拠点として位置付けられた市役所庁舎で円滑な活動が可能となるよう、必要機能を備えた計画とします。

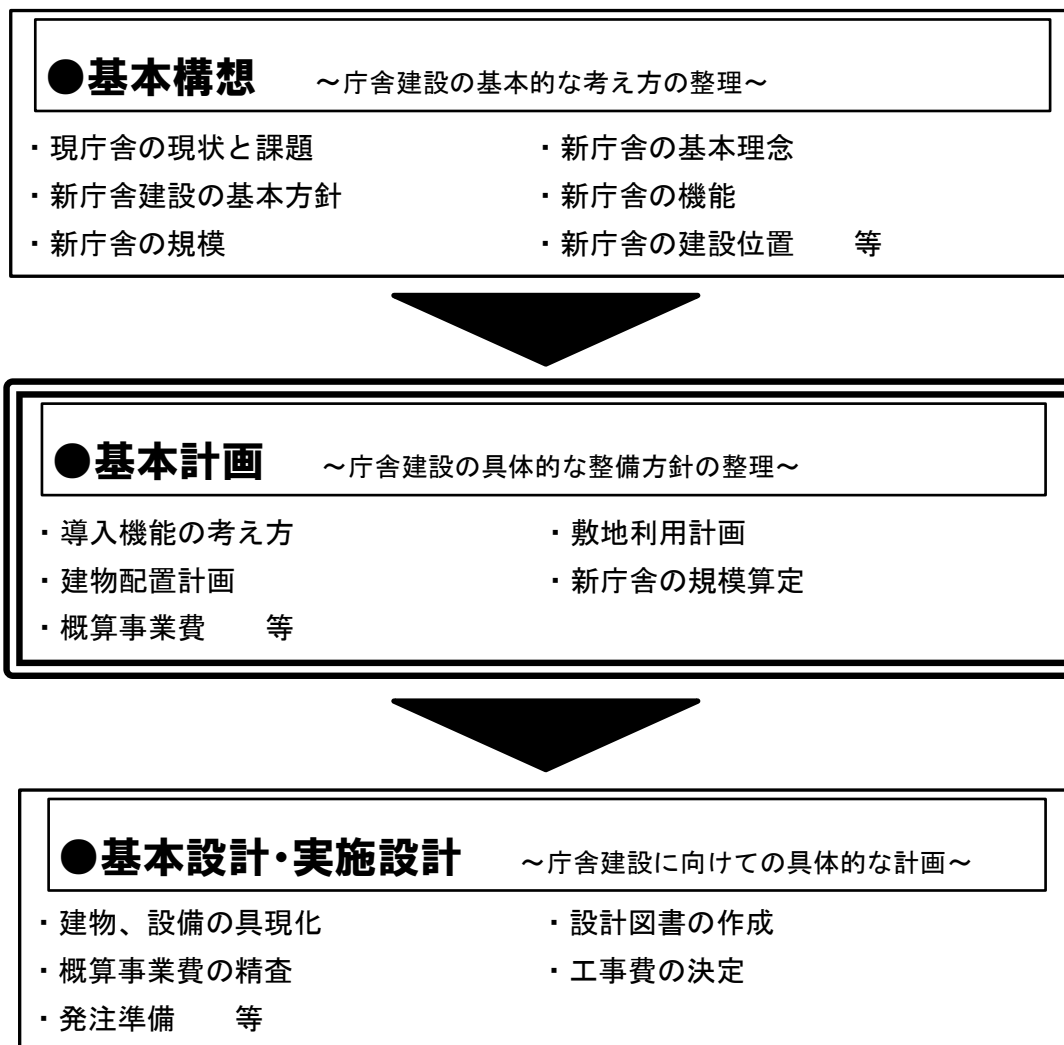
#### ● 砂川市公共施設等総合管理計画

砂川市の公共施設等全体の状況を把握し、全庁的、総合的な管理を継続的に推進するため定められたものです。

現庁舎については、今後、建て替えの検討が必要とされており、基本構想において、建て替えが決定したことから、砂川市公共施設等総合管理計画の目的に従って、長期的視点に立ち、ライフサイクルコストの縮減に向けた建物の長寿命化・継続的な保全管理に配慮した計画とします。

### 3. 基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で示した基本的な考え方に基づき、具体的な敷地利用・建物配置計画及び必要な機能整備の考え方を整理し、基本設計・実施設計を行う際の基礎的な条件を示すものです。



## 第2章. 新庁舎建設の検討経緯

### 1. 現庁舎の現状と課題

昭和45年に竣工した現庁舎は、建築から47年が経過し、施設・設備の老朽化が著しいことに加えバリアフリー対応への不足といった問題を抱えており、抜本的な構造改修は困難な状況です。また、耐震性の不足や非常用発電機の未設置等により、災害時において防災拠点として機能しなくなる可能性があります。

#### ● 老朽化の状況

全体的に老朽化が進んでおり、緊急的に修繕が必要となった箇所のみ修繕工事を行っており、また、給排水・暖房・電気設備等についても劣化が著しく、補修を繰り返しながら対応しておりますが、抜本的な改修は困難な状況にあります。

#### ● 耐震性の状況

昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準以前に設計されていることから、平成8年に実施した耐震診断においては、耐震性が不足していることが判明しています。

#### ● バリアフリー性能の状況

エレベーターや多目的トイレなどバリアフリー化への対応がされておらず、高齢者や障がい者への配慮が十分ではなく、現状ではバリアフリー化への改修は構造上困難な状況にあります。

#### ● 防災拠点機能の状況

耐震性の不足による大規模地震発生時の倒壊の恐れや水害時における暖房及び電源機能の停止、更には非常用発電機が具備されていないなど、防災拠点として機能しなくなる可能性があります。

### 2. 庁舎整備の必要性

安全性・利便性など多くの点で庁舎機能が低下していることが判明し、早急な庁舎整備が必要であるとされ、課題解決の整備手法を「全面建替え」と「耐震改修」を比較検討し、耐震改修では根本的な課題解決に至らないことから、「全面建替え」により整備することにしました。

#### ● 老朽化への対応

多様化する市民ニーズや行政需要などへの対応、更には環境負荷低減や省エネルギー化に対し、適切に対応する必要があります。

#### ● 防災拠点機能の確保

建物の耐震性能や情報通信機器のバックアップ性能などを備え、災害時に迅速に避難情報を発令し、市民の救援を確実に実行する防災拠点機能が必要です。

#### ● 市民に親しまれる庁舎

多様化する行政サービスの提供と質の向上及び室内設備環境の改善を図り、バリアフリーに配慮した誰もがわかりやすく利用しやすい利便性を確保する必要があります。

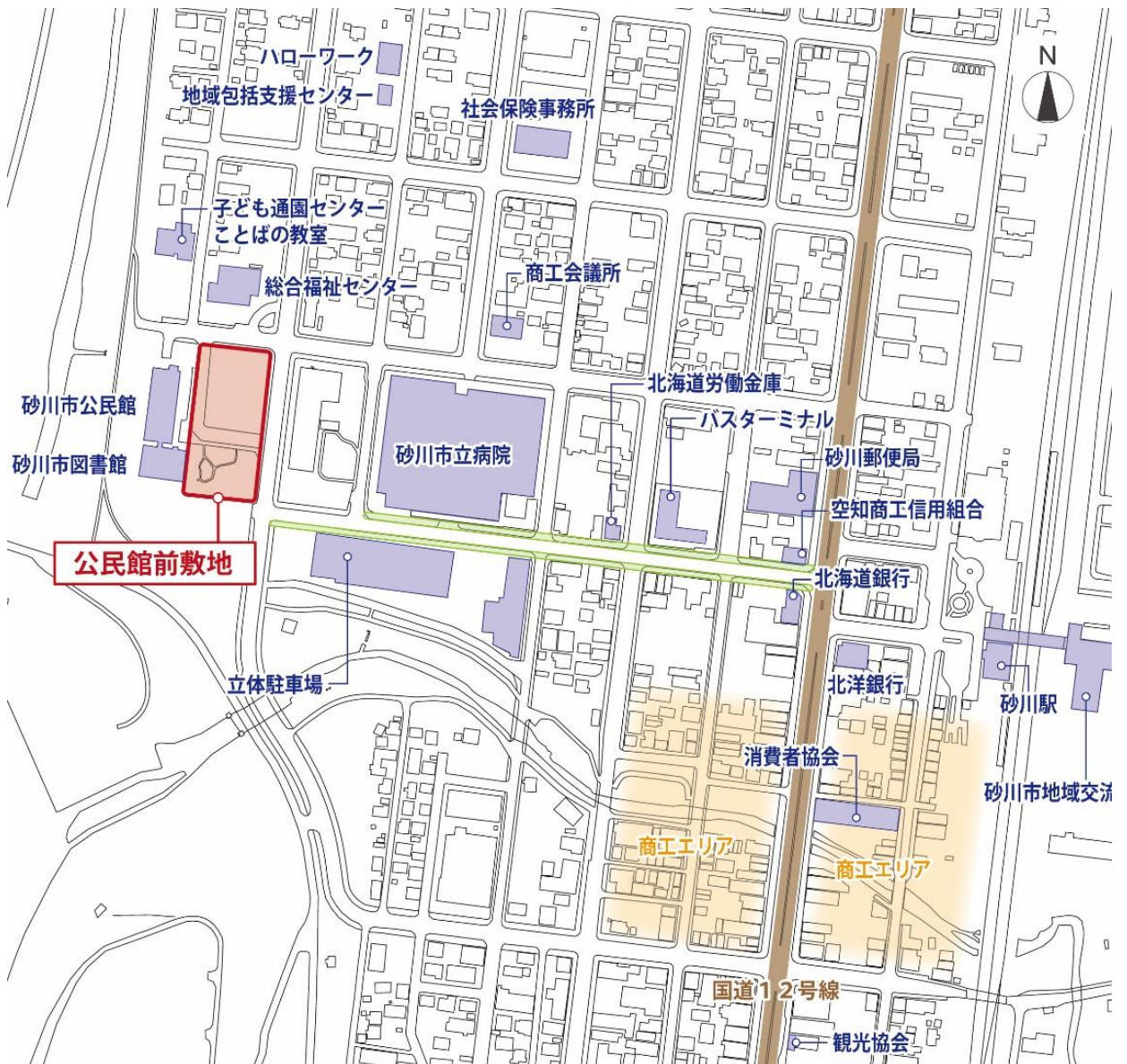
### 3. 建設位置

#### (1) 建設位置

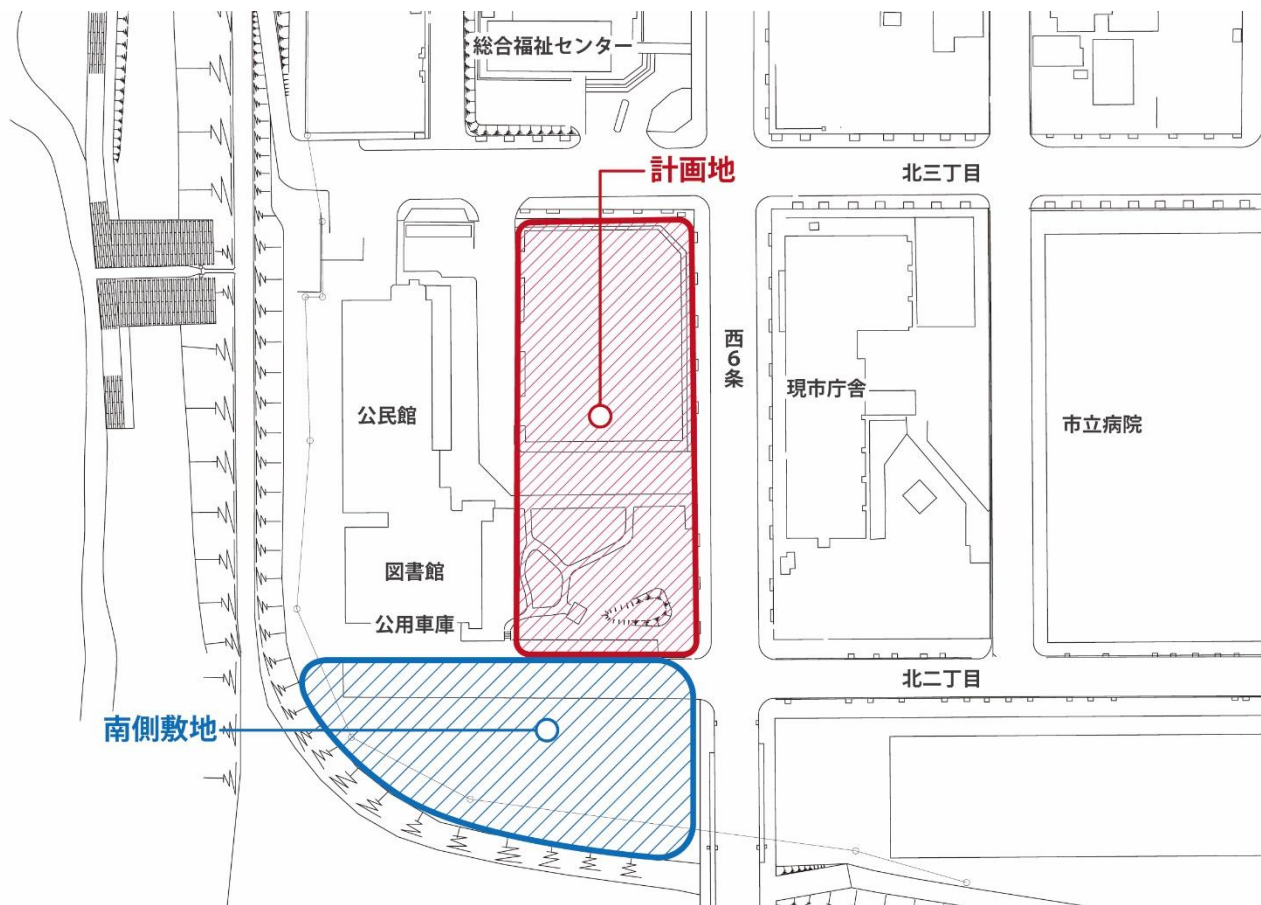
新庁舎の位置は、市民の利便性、まちづくりとの整合性、あるいは計画の経済性など、様々な視点から検討し、アンケート結果による市民意向ならびに庁舎建設検討審議会の意見を経て、公民館前敷地を新庁舎の建設場所として選定しました。

なお、配置計画の際には、公民館南側敷地の利用など公民館・図書館への影響が少なくなるよう検討していきます。

#### ■新庁舎建設位置図



## (2) 敷地の状況



### ■ 敷地の概要

所在地番	砂川市西7条北3丁目1	
敷地面積	5,530 m <sup>2</sup> (駐車場及び庭園緑地部分)	
法規制等	用途地域	第1種住居地域 (床面積3,000 m <sup>2</sup> までの建築制限あり)
	指定建ぺい率	60%
	指定容積率	200%
	日影規制	あり
	浸水想定	5m~10m
	その他	浸水想定区域であることから、水害に対する一定の対策を講じる必要がある。

※用途地域の変更手続きが必要となる。

※南側敷地の利用についても検討を行う。

### 第3章. 新庁舎建設の基本理念・基本方針

新庁舎建設の基本的な考え方として、次のとおり4つの基本理念と7つの基本方針を設定しています。

#### 基本理念1：市民の安全・安心を支える庁舎

##### 基本方針1 防災・救援拠点としての機能を備えた庁舎

- 災害対策本部としての機能強化
- 耐震性の高い建物で、災害時においても市民が安全に利用できる機能や設備を維持

##### 基本方針2 水害に対して一定の機能を維持できる庁舎

- 水害時においても最低限の機能を維持しつつ、浸水後の早期復旧に配慮した庁舎

#### 基本理念2：ユニバーサルデザインの導入や省資源・省エネルギーに対応した人と環境にやさしい庁舎

##### 基本方針3 すべての人が利用しやすいユニバーサルデザインが図られた庁舎

- 誰もが利用しやすいバリアフリーに配慮したユニバーサルデザインの導入
- 駐車場や駐輪場などの周辺整備などによる利便性向上

##### 基本方針4 省資源や省エネルギー化など環境に配慮した庁舎

- 省エネルギー化や自然エネルギーを活用し、環境負荷低減に配慮するとともに、維持管理コストを抑える経済性を兼ね備えた庁舎

#### 基本理念3：市民に親しまれ市民交流・協働の拠点として開かれた庁舎

##### 基本方針5 利便性・快適性の高い庁舎

- わかりにくさや不便さを解消し、市民サービスの充実及び利便性、快適性を感じられる庁舎
- 市民のふれあいの場として親しまれる庁舎

##### 基本方針6 周辺環境と調和し、まちづくりに配慮した庁舎

- 周辺環境との調和に配慮した本市の顔としてふさわしい庁舎
- 周辺の施設と連携して、まちに活気を与える庁舎

#### 基本理念4：機能性に優れ、柔軟で効率的な庁舎

##### 基本方針7 多様化する行政需要に対応可能でコンパクトな庁舎

- 情報化社会に対応した機能的でコンパクトな庁舎
- 将来の変化に対応できる柔軟な機能と空間の確保